

広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第五十一号

#### 広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第二十一条（略） <small>（条例第十九条第一項第一号イの規則で定める者）</small>	第二十一条（略）
第二十一条の二 条例第十九条第一項第一号イの規則で定める者は、精神の機能の障害により、土砂埋立行為を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	

別記様式第一号から別記様式第十一号までの様式及び別記様式第十三号から別記様式第十八号までの様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。  
別記様式第十九号中「昭和三十九年 月 日」を「 年 月 日」に改める。  
「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。